

# 教員・保護者・一般成人を対象とする法意識に関する調査(1)

—法に対する意識—

○山岡あゆち<sup>1,2</sup>・榎淵めぐみ<sup>3</sup>・堀内由樹子<sup>1</sup>・猪股富美子<sup>#1</sup>・八巻龍<sup>#3</sup>・鈴木佳苗<sup>3</sup>

(<sup>1</sup>お茶の水女子大学,<sup>2</sup>日本学術振興会,<sup>3</sup>筑波大学)

キーワード：いじめ、学校と司法の連携、Web 調査

## 問題

文部科学省(2012)が、いじめのうち刑罰法規に抵触する行為について通知を出すなど、児童・生徒への法的措置を求める動きがある。その発端となった大津市いじめ自殺事件では、加被害者の人権擁護や、加害者への処罰に対する学校側の意識や感覚が、世間と乖離していると指摘された。

いじめなどの問題で法的機関との連携が必要な場面では、権利擁護や罰などに関する学校の教員や児童・生徒の保護者の法意識が重要になる。教員や保護者の法意識と一般の法意識について検討し、そこに本当に乖離があるのかどうかについて明らかにする必要がある。そこで、本一連発表では、学校の教員、高校生以下の子どもを持つ保護者と一般成人を対象に法意識について Web 調査を実施し、その比較を行った。本稿(1)では、法の役割などの一般的な法意識についての結果を報告する。

## 方法

**調査時期と手続き** 教員調査は2013年3月末に、保護者及び一般成人調査は2013年5月末に Web 調査を実施した。

**対象者** 教員：2012年度に中学・高校でクラス担任をしていた教員450名(中学校担任教員150名、高校担任教員300名)。保護者：高校生以下の子どもを持つ保護者500名(男女各250名)。一般成人：20歳以上の男女800名(20代・30代・40代：各年代とも男女100名ずつ計600名、50代・60代以上：各年代とも男女50名ずつ計200名)。

**調査項目** 「法」に対する意識や捉え方を尋ねる7項目(表1参照)について、「1：まったく当てはまらない」～「5：とてもよく当てはまる」の5件法で尋ねた。

## 結果と考察

教員及び保護者の特徴を検討するために、各項目について

表1. 属性別の平均値と標準偏差

	教員		保護者		一般成人	
1. 法は、事前に適正に手続きを定め、これにしたがって運用されなければならない	4.15 <sup>a</sup>	(.74)	3.97 <sup>b</sup>	(.85)	3.96 <sup>b</sup>	(.86)
2. 法は、厳格な手続きに縛られず、事案や状況に応じて柔軟に運用するのがよい	3.40 <sup>a</sup>	(1.03)	3.46 <sup>a</sup>	(.97)	3.38 <sup>a</sup>	(1.03)
3. 法は、個人の権利を他の個人から守るためにある	4.01 <sup>a</sup>	(.77)	3.68 <sup>b</sup>	(.89)	3.64 <sup>b</sup>	(.92)
4. 法は、国家権力が、国民を統治するためのものである	3.23 <sup>a</sup>	(1.10)	3.18 <sup>a</sup>	(1.04)	3.09 <sup>a</sup>	(1.08)
5. 法は、国家権力による権利侵害や弾圧を防ぐための装置である	3.54 <sup>a</sup>	(.96)	3.45 <sup>a</sup>	(.91)	3.44 <sup>a</sup>	(.99)
6. 法は、国家権力によって強制されているものである	3.18 <sup>a</sup>	(1.08)	2.96 <sup>b</sup>	(1.00)	2.87 <sup>b</sup>	(1.04)
7. どんなときでも、法は守らなければならない	3.77 <sup>a</sup>	(.82)	3.55 <sup>b</sup>	(.92)	3.42 <sup>c</sup>	(.96)

注：括弧内は標準偏差。同一のアルファベットが付してある数値の間には有意差がないことを示す。

て Tukey の HSD 法による多重比較検定を行った。その結果、法の柔軟な運用(項目 2)や権力と法の関係(項目 4, 5)については属性による差は見られなかった。保護者と一般成人は法の絶対遵守(項目 7)以外では殆ど同じであり、保護者と一般成人の間に大きな違いは見られなかった。

法の柔軟な適用(項目 2)や国民の統治のための法(項目 4)や権利弾圧予防装置としての法(項目 5)以外では、保護者・一般成人と教員の間に法意識の違いが見られた。

教員は、適正手続きの重要性(項目 1)や個人の権利の保障(項目 3)といった市民社会において重視される意識が、平均点が4点(あてはまる)を超えており、一般成人や保護者が4点以下だったことを鑑みても高かった。一方で、法は国家権力による強制である(項目 6)という逆の方向の意識の得点も高かった。遵法精神(項目 7)が高いことも教員の特徴であり、学校が公的な性質を持つことを反映した結果であると考えられる。

本研究により、教員とそれ以外の法意識の違いがあることが示唆された。個人の権利保障や適正手続きの保障などの法意識を持つことは、児童・生徒に法的措置が取られる場面などにおいて、児童・生徒の権利擁護のために、とりわけ教員に求められる意識であるだろう。

《引用文献》

文部科学省(2012). 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1327861.htm) (2013年7月8日)

註)本研究は最先端・次世代研究開発支援プログラム「ネットいじめ研究の新展開—「行動する傍観者」を生み出すプログラム—」(代表：鈴木佳苗)の助成を受けている。